

水再生プラザ等保温材石綿含有調査業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、創成川水再生プラザほか9施設に使用されている保温材について以下の業務を行うものである。

- (1) 目視調査
- (2) 定性分析
- (3) 飛散防止養生
- (4) 飛散防止養生の補修

2 業務履行場所

別紙1のとおり

3 業務内容

(1) 目視調査

石綿含有状態が不明でかつ劣化がみられる保温材について、目視により石綿含有のおそれの有無について調査を行う。

(2) 定性分析

①試料採取

(1) 目視調査で石綿含有のおそれがあると判断した保温材について、定性分析を目的とした建材の試料採取を行う。

②定性分析

①で採取した建材についてJIS A 1481-1またはJIS A 1481-2に基づき、石綿含有の有無について定性分析を行う。

(3) 飛散防止養生

(1) 目視調査で石綿含有のおそれがあると判断した保温材および過去調査により石綿が含有していると判断しつつ劣化がみられる保温材について、飛散防止養生を行う。

(4) 飛散防止養生の補修

飛散防止養生に剥離等がみられる箇所について、補修を行う。

(5) 報告書作成

(1)～(4)の結果について、報告書を作成する。

(6) 仮設足場の設置

業務を行うにあたり、脚立等での作業が困難な場合は足場を仮設して作業を行う。

※各業務は別紙2留意事項に従い実施すること。

4 業務量

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 目視調査 | 43 か所 |
| (2) 定性分析 | 34 検体 (予定数量) ※ |
| (3) 飛散防止養生 | 50 か所 (予定数量) ※ |

(4) 飛散防止養生の補修 5か所（予定数量）※

(5) 報告書作成 一式

(6) 仮設足場の設置 3か所（予定数量）※

※記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

5 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

6 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後速やかに下記書類を提出すること。

ア 業務代理人指定通知書	1部	<input type="checkbox"/>	2枚割印
イ 業務代理人経歴書	1部	<input type="checkbox"/>	(労働基準監督署印は不要)
ウ 業務工程表	1部		

(2) 完了時

受託者は、業務の完了後速やかに下記成果品を提出すること。

ア 業務完了届	1部
イ 業務内訳書	1部
ウ 報告書	1部

(報告書作成に伴う電子データ一式を記録したCD-Rを添付すること)

上記（1）、（2）のほか、業務主任の指示に従い隨時必要書類提出すること。

7 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

契約金額の支払いは、基本業務費（基本業務とは上記3（1）及び（5）をいう。）と比例業務費（比例業務とは上記3（2）、（3）、（4）及び（6）をいう。）の出来高払いの両方の合計とし、全ての業務完了後に検査を実施し、合格の場合には請求をすることができる。

8 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

9 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。

特に、次の事項について積極的に取り組まなければならない。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

10 その他

- (1) 受託者は、設計図書（本業務仕様書）及び契約書並びに「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」に基づき、業務主任の指示に従って業務を履行すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を本市の許可なくして第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則並びに各種法令を順守すること。また、受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行い、事故が発生した場合は、すみやかに業務主任に報告すること。
- (4) 業務履行に必要がない場所へは無断で立ち入らないこと。
- (5) 本業務内容に疑義が生じた場合は、業務主任と速やかに協議すること。

別紙1 調査等対象箇所一覧

各業務の予定数量

	施設名	所在地	目視調査	定性分析 (予定数量)	飛散防止 養生 (予定数量)	飛散防止 養生の補修 (予定数量)	足場設置箇所 ※1 (予定数量)
1	創成川水再生プラザ	北区麻生町8丁目1番15号	4	1	6	1	0
2	拓北水再生プラザ	北区あいの里4条10丁目1番1号	0	0	1	0	0
3	伏古川水再生プラザ	東区伏古8条1丁目2番35号	0	0	2	0	0
4	伏古川雨水ポンプ場	東区北37条東27丁目8番15号	1	1	1	0	0
5	豊平川水再生プラザ	白石区菊水元町8条3丁目5番1号	9	5	11	0	2
6	厚別水再生プラザ	厚別区厚別町山本645番地18	25	23	25	0	0
7	厚別水再生プラザ汚水調整池	厚別区厚別町山本1073番地21	2	2	2	0	1
8	厚別川雨水ポンプ場	厚別区厚別西770番地	2	2	2	0	0
9	手稲中継ポンプ場	手稲区新発寒7条11丁目1番1号	0	0	0	3	0
10	茨戸西部中継ポンプ場	北区屯田9条12丁目6番15号	0	0	0	1	0
	合計		43	34	50	5	3

※1 単管足場等の仮設を予定している箇所数（高さ約3m～5m）で、それ以外の箇所については、脚立等での作業を予定している。なお、保温材は配管用保温材であり、高さ0m～3mのものが大半である。

留意事項

1 目視調査における留意事項

- (1) 目視調査業務における建材の石綿含有の有無の判断は、特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者のいずれかが実施すること。

2 定性分析、飛散防止養生及び飛散防止養生の補修等における共通留意事項

- (1) 作業者は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができるなど、石綿の取り扱いに対する十分な知識を有すること。
- (2) 作業者は「一新石綿技術指針対応版－石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）に記載されたマスク、防護服等を着用するなど、粉じんを吸入しないようすること。

3 定性分析における留意事項

- (1) 試料採取は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（2021年3月、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「アスベスト分析マニュアル」（1.20版）（平成30年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して行うこと。
- (2) 採取時には、粉じんを飛散させないように水又は飛散抑制剤にて湿潤化を行い、採取後には建築基準法第37条により認定された飛散防止剤を噴霧すること。
- (3) 試料採取中は関係者以外の者が近くに寄れないような措置を取ること。
- (4) 採取容器については未使用品を使用するなど、他の試料等が混入しないようにすること。
- (5) 建材の試料採取においては、原則として下地まで貫通して採取すること。
- (6) 1つの採取箇所で石綿含有のおそれがある建材が複数使用されているおそれがあるときは、それぞれの建材について個別に採取・保管すること。
- (7) 定性分析業務は、以下いずれかの資格を有する者（以下「有資格者」という）が実施すること。
- ア 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了検査に合格した者
- イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（旧称：石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者（評価区分1及び2における合格認定認定技術者を含む）
- ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定

4 飛散防止養生における留意事項

- (1) 飛散防止養生は、原則として、石綿含有のおそれがある建材が露出している部位をプラスチックシート等で覆い、建材が露出していない部分を粘着テープ等で固定することで行うこと。劣化範囲が広すぎる場合や、配管からの放熱が激しくシート等での養生が困難な場合は、養生の実施の可否も含めて、養生方法を委託者と協議すること。
- (2) 業務を行う際は、建材が露出している部位に触れないように作業すること。触れなければ養生が不可能な場合は、委託者と協議すること。
- (3) 使用するプラスチックシートについては、厚み0.08mm 以上のものを用いること。複数のシートを用いて養生する場合は、シートとシートのつなぎ目を重ね合わせて粘着テープで張り合わせること。
- (4) 粘着テープを建材が露出していない部分に貼り付ける際は、隙間が発生しないよう注意すること。隙間ができる場合は、隙間部分に粘着テープを二重に貼り付けるなど、密閉措置を十分に取ること（シートとシートのつなぎ目を貼り付ける場合も同様。）。

5 飛散防止養生の補修における留意事項

- 4 飛散防止養生における留意事項に準拠し、既飛散防止養生を部分的もしくは全体を覆うように補修すること。